

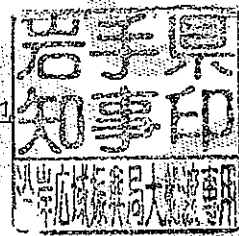
特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都文京区小石川一丁目1番1号

氏名 太平洋セメント株式会社 代表取締役 不死原 正文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達増 拓也



許可の年月日 平成31年 2月 9日

許可の有効年月日 令和 6年 2月 8日

1. 事業の範囲

中間処理 (焼却処理)

取り扱う特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)
- ・ 鉍さい (鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ ばいじん (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 汚泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 廃酸 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

(以下、裏面記載)